

速記録

原本番号 昭和五七年(第)第 号の

昭和五七年一月二十二日
公口頭弁論
第 回

事件番号 昭和五六年(ワ)第 四二一〇号 証人

名 人 細井 恵津子

原告代理人(菅原)

証人の出身大学はどちらですか。

成蹊大学文学部文化学科です。

何年に卒業ですか。

昭和五二年三月です。

原告会社早川書房に入社したのはいつでしょうか。

昭和五二年四月に採用となり三箇月間の試用

期間を終了して七月に正式入社です。

会社に入りまして最初の担当の仕事はビニに配属

それたわけですか。

編集オニ課の翻訳SFの担当です。

編集オニ課というのはどういう分野の仕事をして
いるのか簡単に言ってみて下さい。

SFマガジンという雑誌の担当の人達と、
翻訳SFの担当の人達と、著者物と言われる
日本人作家の担当に分かれます。

証人の現在の担当はどこのでしようか。

編集オニ課の日本人作家の担当です。

先程試用期間という言葉が出たのですが、試用
期間のときに被告堀晃の妻と一緒に職場だっ
たことがありませんか。

はい。

そニはどコですか。

校閲課で堀工人の奥様とは扱を並べていま

した。

被告堀晃と面識を得たのはいつ頃になるのでしょうか。

それ以前からSFマガジンの起稿作家として
名前には存じておりました。昭和五五年の八月
九日の日本SF大会の宿泊所である上野
の翠月ホテルという所で初めて声を交わし
ました。

そのとまが最初という記憶ですか。

そうです。

編集者として作家堀晃に対して仁事上の諂とい

うことになったのはいつ頃でしょうか。

昭和五五年の一月か二月にかけて、「冷たい方程式」回答アンソロジー」という単行本の企画を立ちましたところ、堀晃の「連立方程式」という作品をその単行本のために転載させて欲しいという連絡を取りました。

連絡をとったのは仕事のことと連絡をとったということですね。

そうですね。

それは内容的には簡単に述べるとどうということだったのでしょうか。

結論から申しますと、要するに堀晃の方から転載して欲しくないということでした。

連絡方法はどういう形でしたか。

電話です。

理由はどういふことなんでしょうか。

堀晃の言葉によりますと、方程式アンソロジーという単行本の編集意図と堀晃の作品内容が合わないということでしょう。

それはあなただけの感想としては当時それが真意というふうに理解しておりましたか。

ところが連絡をとっていると、私の方が作家の先生方すべてご了承いただいたておられますので、作品内容を変える形での書き直しも認めるということでは、是非集録させて欲しいと言ったのですけれども、どうしてもどうしてもいや

だ、というわけですよ。それでどちらも約得で
ませんので、かなり長い電話を致しまして、
聞いたのですけれども、どうしてもだめだという
ことで、別の所から、当時の今岡編集長
の言動について塚晃が快く思っていないと
いう情報が入りました。それで約得で
ました。

つまりあなたとしては、あなたの上司である今岡編
集長と作家塚晃の關係がうまく行っていない
ということはこの当時分かっていただけですか。

そうですね。かばりの方々からそういう情報が
入りました。

本件文庫本出版の事について聞きますが、本件文

庫本出版の交渉は当初今岡編集長がやっており
ましたね。

はい。

いっ頃から、なぜ証人に担当が変わったのでしょうか。

昭和五五年の一二月の初め頃です。

なぜ変わったのですか。

その頃「梅田地下オデッセイ」という堀 晃の
短編集の発行が、最初昭和五五年九月の
予定だったのですが、遅れておりました。
そのために今岡編集長の方から堀 晃宅
へ連絡をとっていたのですが、堀 晃宅
は了承した、という言葉は述べないのですけ
れども、その外から戻って来るフィードバック

して来る情報がありと一致していかないと言いますか、堀晃が快く思っていないという情報が流れて来ているので、とてもこのままでは仕事を進められないという事で変更致しました。

担当をあなたに変更したというのは、今回編集長の指示による、とこういふことですね。

そうです。

そこで被告堀晃とあなたが会うわけですが、この日付けはいつだか分かっていますか。

昭和五五年の二月二日です。

堀晃宅に証人が伺ったときです。

そうです。

まず伺うに当たってその目的を聞きますけれども、まず
 どういうことを目的で行ったのですか。

まず堀晃の担当が今岡編集長から私に
 変わったというのと、それから「梅田地下オデッ
 セイ」の発行が遅れている理由と経過説明、
 それから当時「梅田地下オデッセイ」の原稿
 を紛失したという噂が業界内に流れてい
 ましたので、それの打ち消し、それから再度
 「冷たい方程式アニロジ」に作品を集録させ
 る欲しいというのと、それから「太陽風交点」
 の文章化です。

そうすると幾つかの目的をある程度持ちながら、
 まず堀晃と、最初に文庫本出版のことも話める

ということで行ったわけですね。

そうですね。

もちろん編集会議で「太陽風文点」の文庫化と
いうのはあつたが大阪に行く前に当然決まってい
たというのは間違いないですね。

そうですね。

被告堀晃の答弁書によりますと、まず全くの
私用で大阪に来たという記載、それからついで
に堀晃宅を訪問したに過ぎない、それから準備
書面の一によりますと、大阪の友達に会う用
事のついでにということ、社の命令ではなく自費
で大阪に来たという主張がなされてくるのですが、
これはその通りですか。

違います。社の命令で参りました。

被告の方では会誌の内容はもっぱら早川書房内のことに属することがあり、そして雑談に終始していたとか、仕事に属しては「梅田地下オデッセイ」の出版が遅れている経過説明が少しなされてたに過ぎないのだというふうに仕事よりも雑談的なことが非常に重きを置かれていたのですが、これも違いますね。

違います。

それではその辺の経過を聞きます。一二月二日の会う約束というのは事前の電話連絡でスムーズに行ったのですか。

いいえ、まずこちらから伺いたいと言いますと、

わがわが来びくてもいいということ、三、四回
押問答の末、何とか行くことに決まりました。
それで日取りの方は堀晃が会社員である
ということも考慮致しまして、日曜日である
一二月二日としました。

そうすると電話連絡を時間的に長くやったか、そ
れとも何回か電話連絡をやった、それはどちらなの
ですか。

最初昼間に堀晃の妻に連絡致しまして、今
日堀晃は自宅に戻っているだろうか、つま
り出張が多い人だと聞いていましたので連
絡がとれないと困るということ、事前に
だろうか、ということだけ確認致しまして、そ

れでその日の夜八時過ぎに塚晃に直接連絡致しました。

一二月二日の詔の内容に入りますけれども、「太陽風交点」の文庫出版に關する詔はあなたはどのようにしたのですか。

まず「太陽風交点」の文庫化を願っていたのですが、と申しました。

それに対する回答は、

僕の本はそういうことになっているのでどうぞ、ということでした。

今お出された僕の本はそういうことになっているという意味はどういうことなのでしょう。

私も最初その意味がよくとれなくて、もう一

夏「太陽風交点」の文章化なのですけれども、と確認をとりますと、早川書房から出た単行本はすべて早川文庫に集録するといふことを既に今岡編集長を通じて取り決めてあるといふようなことの説明がありました。

あがたはそのときに外の社とか、そういう所からの文章とか、そういうような話題は出しましたか。

ええ、それ以前に先約があった場合、向題が起りますので、他社から文章化の詔は来ているのかと聞きました。

その回答は、

来ていないといふことです。

その正確な言葉の意味で僕の本と書いてあるので、ブックでいいですね。

そうですね。

文庫本「太陽風交点」の出版に關しまして、被告堀見と原告早川書房との間でどういう事項が話されてまた合意ができて来たのか、その辺の所をちょっと融かしていただけますか。まずそのあれに入る前に今岡編集長との話はどこまで進行しているというふうにあなたは理解していたのですか。

文庫化の約束ができていたということですか。

そうするとあなたは最後の事について話めると言いますか、そういうことですか。

そうですね。具体的に作業を進めるための

準備に伺いました。

まず出版の時期はどういうふうになりましたか。

一応その時点で一二月でするので、すぐ入庫で
まるとしまして、通常ですと半年内出版可
能ということですけれども、一応作業上の遅
れなども見込みまして、昭和五六年の秋の
初め頃までということです。

そのとき何月と言いますか、数字を出した記憶はあ
りませんか。

はい。塚・晃の方から、では具体的に何月頃
だということなので、九月と言いました。

そのときのことをもう少し正確に述べてもらいたいので
すが、九月までに出すという趣旨なのか、九月頃

なのか、或は秋までに出すという趣旨なのか、秋なのか、その辺のニュアンスを口より言ってくれませんか。

はい。九月までに出すと申しました。

そうすると期限を九月までに、最終期限を区切ったという趣旨ですね。

そうです。

そこで証人はなぜ九月までにという言葉を約束できたという、その辺の理由を簡単に述べてもらえますか。

一応文庫化の約束が今回編集長となされて、いる以上、私に出版期限を判定を下す権利がないです。それと作業上最大限見積って半年という事で、それプラス三、三箇月の

余裕を持つということでは。

余裕を持って九月という数字を出したということですね。

そうですね。

印税についてはどうでしたか。

支払い日を発行日より一箇月置いた後の一日から分割払いということになりました。

印税額については具体的な数字なり、そういうのは出てくるのですか。

テンパーセントと申し上げました。

ちょっとその辺のやりとりを聞きますけれども、よび支払いの時期についてあなたは今述べたということですが、それについてのやりとりはあなたが述べたあと

被告側から何か発言がありましたか。

いえ、ただ聞いていただけでべつに疑問点とか
反対はございませんでした。

じゃ、ラニパーセントという数字を出したときについてはど
うでしたか。

そのときもべつに反対はありません。

定価、それから発行部数、これについてはあなたの
方から申し出はしましたか。

いえ、それは出版の最終段階で決まること
なので、その当時としては私としては言えませ
んでした。

あなたとしては申し出はしていないということですね。
はい。

装丁については、どこか変更しろとか、何かそういうことの
話は出しましたか。

いえ、加藤直え以外のイラストレーターを使いた
いという申し出はありませんでした。

解説の点は、どうでしょう。

私の方で、単行本の解説は、要するに小松左
京の解説というのは、最初の新人紹介の解
説であるために、もし早川書房で「太陽風交
点」を出版する場合、「梅田地下オデッセイ」
より後になるわけですから、紹介文の解説
というのは、適当でないという事で、外の方に
お願いできないだろうかと言いました。堀田光
が、ではかんべむさしに頼もうかという事と言

いました。

それについてあなたはどういう回答をしたのですか。

かんべさんだとかなりおもしろいものが書けそうなので、まあこちらとしてもお願いしたいということで、そうしますと、塚晃は、では僕の方からかんべさんに連絡して頼もうという二つなので、それで私も、それでは今日二つまでかんべさんの方にはお宅へ伺えませんが、後には電話なり、手紙なりの方法で早川書記から正式に連絡をとると申しました。

そうしますと、そこで解説者はかんべさんというふうに決まったというふうな理解してよろしいのですか。

そうです。

その外、例えば出版作業に移るまでに幾つか決める
と言うか、確認して行く事項があると思つてござ
るが、外にどんな話が出たという記憶はすか。

まず原稿を印刷所の方へ入れなければなら
ないわけですが、単行本が一応あるわけです
から、そちらの方に訂正箇所を加えていただ
くことによつて、その単行本が原稿になるわけ
です。ですから、そのためにどこか手を入れる箇
所があるかどうかと聞きました。そうします
とあまり訂正箇所はないので、そのまま校正
するようおっしゃてくれれば構わないというこ
とです。被告の方から四〇箇所の誤植がある
そうしますと、

のたと、つまり誤植が沢山あるのたと、う詔は出な
かのですか。

はい。四〇箇所という言葉は絶対に出ており
ません。

じゃ、沢山あるというニュアンスでの詔はどうか。

いえ、ほとんどないと聞きました。

あなたとしては誤植は大まな問題として、そこで
沢山あるからすぐ直せとか、或はこれは直さないと
困るとか、そういう詔は一切しないわけですね。

そうですね。

逆にそんなに誤植はないというふうな理解していた
わけですね。

そうですね。

先程他の出版社の話をしたのですけれども、他の出版社から文章本の「太陽風交点」を出版しないのだと、そういう文言があるのですけれども、そのことについてはあなたは話しましたか。

いえ、べつに申ししておりません。

他社出版にしないという約束というよりも、あなたの方で話題として出さなかった理由ですけれども、それを簡単に述べてくれますか。

新人の寄せ集め短編集ということでは、単行本の売れ行きがあまり芳しくなかったというところが一つです。そういうことは一応業界です。ので、他社でも想像のつくところのことです。それからもう一つは処女短編集という

ことでかなり習作らしきものも入っております
 ので、やはり作品の質的に他社から出してど
 うか、とかなりゴエいしたので、まあそれ
 ほど急な詔はないだろうと思っております。
 そうするとその時点では特に他社から出版しない
 という約束を取り付けるとか、そういうことはそもそ
 もあなだの意識の伊にはなかったということなので
 ですか。

はい。それ以前に僕の本はそうなっているという
 ことを聞いておりますから、格別その本に限っ
 て再度確認する必要を感じませんでした。
 そうすると大体以上の点が詔の内容です。

はい。

それから外に雑誌等のあれがあるでしょうけれども、
時間としてはどの位お宅に伺って話をしていたという
記憶がのぞしょうか。

一時間前後だと思えます。

話をしているときには証人と被告堀晃の二人だけ
ですか。

いえ、堀晃の妻と息子エ人がいました。

それであなたとしてはそれだけで済む、ということでは
帰って行くわけですかけれども、出版の準備について
はどういうふうにするとか、そういうことは話しました
か。

はい。明日から作業に取りかかると申し上げた
ところ、それではお願いします、という答が返

って来ました。

そこで大阪のことについて終わりました、次に出版の準備のことについて聞いて行くわけですが、あなたとしてはどういうような出版の準備にかかっているのか述べて下さい。

翌日出社致しまして、今岡端集長に坂晃との件を報告致しまして、それから本を作るために製衣作部に行きまして、製作原本の取り寄せを行いました。

そうすると直ちに出版の準備と言いますか、そういうものもあなた自身としては始めて勤めて行くわけですね。

そうです。

翌年の昭和五六年一月一日被告塚晃がSF大賞の受賞を受けるということがありましたね。

はい。

そのとき被告塚晃からあなた、或は今岡編集長に受賞のことについて連絡がありましたか。

ありません。

あなた自身にはもちろんないということですね。

はい。

受賞の時期頃なので結構なのですが、証人は被告塚晃に、受賞したということ連絡をとっていきませんか。

はい。

どういうような連絡でしょうか。

一月二日に連絡致しました。まず受賞を一心
 知っておりますので、受賞おめでとうございま
 す、と申し上げて、それから「梅田地下オテッ
 セイ」の発売が一月から更に二月に延びまし
 たので、そちらの経過説明と了承いたただいた
 い、ということも申し上げました。

SF大賞を取ったということになりますと、今までの
 作家としての名声も非常に高まるわけですし、そ
 ういうことで何らかの他社からの声かけとか、そう
 いうことについては気が付くなり、或は詔をするなり、
 そういうことはありましたでしょうか。

はい。当然何か声をかけられると思いましたが、
 のぞ、梅田地下オテッセイの詔をしたあとに、

ところで「太陽風交点」の文庫化の方なのですけれども、と言いますと、堀晃の方から突然、いや細井エんに前々から言おうと思っていたのだけれども、全く個人的にこの場を話したいのだけれども、徳間書店から文庫を出さなければならぬと、突然言われました。

そういう具体的出版社の名前も出たのですね。
出ました。

そのめとはどういうことびやりとりになったのですか。

こちらも突然でするので事情も聞いたのですけれども、とにかく公的にも私的にも世話になった人から、徳間から文庫を出せと言われた。まず賞の性格上出さなければいけないと、

あなたとすれば一月二日にはつまりとあなた自身として
は文章本出版についての約束をしているわけですね。
はい。
それについては再度確認はしてやりましたか。

はい。それで私の方も困ってしまっていて、早川
の方も作業が進んでいるのにどうしてくれるの
だと言ったわけですね。それでとにかく去年の
一二月の下旬にあなたのお宅へ伺いましたね、
と聞きますと、そうだと、言うわけですね。あの
ときじゃ、早川と文章本を出す約束をしましたた
ね、と確認しますと、そうだと、言うわけです。
それだったら徳間から出すのはおかしいのじゃな
いか、と言ったのですけれども、やはり賞員の性

路上どうしても去らなくてはいけないというところで何か言い逃れのような感じばかりで結局は早川書房に打する社会的責任を全然負っていかないという形での発言でした。

それは塚エング本人とのあれでしようけれども、塚晃エんの奥エんとも何か連絡をとりましたね。

ええ。それでその詔が結局私もその場で結論を出す権限がそのときエングいまして、とにかく明日もう一度連絡するからと言ってその場は一応切りました。

それで再度連絡をしてみたのですか。

再度連絡をとりました。そのときに塚晃の妻が言ったのは賞の性格上徳間から去らない

と、どうも伝言を言付ひつていたみたいで、ただそのふと言ひました。

つまり奥エんから事情を聞こうと思つたけれども、それでも堀 晃エんと同じ発言を繰り返すと言ひますか、同じ趣旨で詔の取り合ひがないという事とですね。

そうです。

あなたとすは、尚被告堀 晃と電話で交渉を続けましたね。

はい。とにかくその詔は堀 晃の妻とのこととですので、堀 晃本人と詔がしたいという事とでそれから、今因縁集長に経過を説明しましたら、まず徳田との契約書があるかどうか、契約書があるならその内容はどういったものかを確

認を取れと言われましてたので、再度堀晃に
連絡をとりました。

そのときの説の内容を簡単に述べて下さい。

まず電話をこちらから入れますと、堀晃の方
が、いや、自分の方からかけ直すと言われけ
す。そこで暫く押し問答をしまして、いや、私
の方はこのまま続けたいからということ、説を
続けまして、それで、もう一度二月下旬私は
大阪へ伺いましたねと、そうだと、で、早川と文
庫の約束をいたしましたね、と言ったら、そうだと
言うわけですね。それでもやっぱり徳間から出
てなければいけないと言われけです。それで、こ
ちらとしてもまた承服し兼ねますので、いろいろ

事情を直しますと、やっぱりもう一度公的にも私的にも世話に合った人からどうしても徳間からおせと言われたと、それで徳間からおせなければいけないし、早川とけしますい関係にはなりたくないのぞ困ったと、それで全く困ってしまって筆も降りたい位だと、それで業界内でも相談する人がいないし、本当に困ったことになってしまった、そういうふうな大体愚痴めたいなりやリとりですぬ。

今言った契約書うんぬんというところで、そのことについては確認しましたか。

はい。それでいい加減その愚痴が治まったところ、それで徳間とは契約書を結んだの

ですか、と聞きますと、いや、まだ結んでいないと
いうことなのです。ただ徳圃からはもう既に郵
送してあるから届くはずであると、それで、
では契約書の内容というのには既に知っているの
か、と聞きますと、いや、その契約書が届いて
いないので見ていないから知らない、それで、
とにかく早川の方針を決定してくれということ
で、堀晃の方から二六日の月曜日まで判こ
を押すのを待つ、というのです。

早川書房の方では、こういう事態について社内的な
結論を言いますか、これはどうなつたのでしょうか。

私と堀晃の件を報告致しまして、それで、徳
圃からの出版を認めることはできないという

論をなしました。

そういう会議で結論になって、あなただけ早速被告
堀晃に連絡をとりますね。

はい。

どういふふうに連絡をとったのですか。

はい。とにかく会社側からすぐ連絡をとれ、と言
われましたので、会社勤めのために堀晃が昼
間いないのです。と私が言ったのですけれども、
とにかく連絡をとれということで、すぐに自宅に
連絡して妻の方に出版を認めることはできない
と言いました。それから直接堀晃に申し伝え
るために、その日の午後荻窪駅の公衆電話
から堀晃に直接申し伝えました。

そのときは電話に出たわけですね。

そうですね。

あなたとしては文章出版をどのように進めて行くかとか、
そういうことについては被告堀晃に伝えてあるのです
か。つまり出版を認めるわけには行かんと、しかも、
自分達としては出版をして行くのだということですね。

はい。

ごすからどういふ形で出版するのだという事については
話はしましたか。

いえ、堀晃の方から出版してくるな、というこ
とはありませんでした。

例えば写真製版で出版するとか、そういうことにつ
いての話はしてありますか。

私が直接しておりませんけれども。

そうすると誰がしているわけですか。

今岡編集長が塚晃の方へ連絡を入れました
確認を取ったのですけれども、そのとき、塚晃は
ベフに反対はしませんでした。

ということ、今岡編集長から聞いていたということでは
ぬ。

そうです。

被告(塚)代理人(松井)

塚晃に対して電説をかけた日にちなのですけれども、
その回数と内容を確認して行きたいのですけれども
一回目に電説をかけたのは、昭和五五年二月二七日、
いれゆる「梅田地下オデッセイ」は年内に発行され

るという連絡が今因さんから堀晃にあったのですが、
そのときあなたも堀晃に続いて今因さんから電話を翌日
わりまして、冷たい方程式のテーマのアンソロジーを
訂画していて連立方程式作品を集録したいと、こ
ういうような趣旨の話をしたので、電話で初めての
話ですね。あなたと堀晃が電話をしたのが一回目
なのですが、

覚えておりました。

それより以前に電話をかけたとかいう記憶はありま
すか。

ごさいません。

私の方の調査によると二回目なのですが、昭和五五年
一二月一二日にあなたも堀晃さんに電話をして、梅田地

下オヂツセイ^レの文庫の扉の許で説明のためにお伺いしたいと、二回電話をかけたのが二回目でしょう。違います。伺いたいと申しました。

それでは内容はあとで聞きましょう。二回目にかけてのは一二月一日ではないでしょうか。

覚えておりません。

一二月一日の日にちが覚えていないということですか。そうです。

磁気の所に一二月二日、伺うに当たって、電話をかけた日にちのことではないのですか、私の方では一二月二日と確認しているのですが、このとまには「梅田地下オヂツセイ^レ」の文庫本の文庫化が遊んでいること、事情経過を説明したいと、そのために伺いたいと、

こういうふうにあなは言った記憶がないですか。

伺いたくはなくて、会いたいと申しました。

それなら塚晃はわざわざそのために来ていただく必要はありませんか、と断めらなかつたのですか。

はい、断りました。

それなら塚晃としては事情説明でわざわざ大阪に来てもらうのは困るからそう言ったのですか、そこまでしていたく必要もないと思つたから断めたわけですが、それに對してあなは自分のお父さんの勤めの関係で大阪に住んでいたことがあって友達に会う用事もあるので、その予定もついでにあるから寄せていただきたい、とそういう趣旨の発言をしたわけですか。申してありません。わざわざ伺って来ては

困るというのは儀礼的なものと取りましたので、再度私の方が、いえ、一度お会いしたいと言うと、もう一度いや、まだ来てくれないな、という事で、三、四回押問答しました。どうしても私の場合伺いたかったので、いや、ちょっと友達に会う用事もあるのと申しました。必ずかゝるとき父が住んでいたとか、そういうことは一切申しません。

外に人に会う予定があるのか、ということは言ったことがありませんか。

そうです。

それはその予定があったのではなないですか。

いえ、ありません。

ただそれと口実に使ったという事とですか。

そうです。

そうまでして必ずしも行かなければいけない何か特別の理由があったのでしょうか。

はい。まず「梅田地下オッセイ」の原稿紛失という噂ですけれども、これは業界にいらっしやうな方には判断がつかないことだと思つておすけれども、まず出版社の立場と致しまして原稿紛失という噂は非常に重大なものなのです。そのことによつて著者、もしくは翻訳者などの出版社と信頼関係が損なれるということがございまして、その当時^事者以外への問題の波及という点が非常に大きいわけを

す。そのために直接堀晃と会って話をして否
定したいという事です。

それで一二月二日に伺ったわけですが、二のたまに
は何時頃堀晃の家に行つたか覚えていませんか。

まずその前に伺ふといふ事でなければ、私
は外で会うつもりでしたので、それはどこか
会いましょうか、と言つたときです。堀晃の方
からでは自宅の方へ来てくれ、といふことなの
です。もしその友達に会うといふのが口実で
ないとするならば当然わづらわづら来てくれるの
だから堀晃が来向くのが当然であるのに、
自分の自宅へ来るのが当然だといふことは既
に私が友人の所へ会いに行くといふことは口実

として受け取られている、と私の方では思いました。

何時頃塚晃のお宅へ行ったのですか。

二時半に新大阪駅ですから三時前後です。

「梅田地下オデッセイ」の話が出ましたね。あなたの説明、いろいろどうして遅れたかという事情説明の話が終わったあと、今度は今岡ユんのプライベートな問題に関しての話が引え続いて出たのではないですか。

いえ、違います。

何ですか。

その間に塚ユン自身のプライベートな話が出ました。

じゃ、塚さん自身のプライベートルな話のめと今国さんのプライベートルな話が出たのですか。

そうです。

そのときにあなたとしても今国さんに夜連絡を取りたくても取れないことがあるのだというふうなぼやきと云うのですか、困っている、或は取引先の方所に行くと今国さんのことを聞かれるので非常に仕事が行きづらいのだと、そういうふうな苦情と云うか、愚痴をこぼしたことはありませんか。

ええ。そうしますと、塚さんが実は僕もいやな気持ちがあるので、属言留守を使っていたときはいきなり同意しました。

そのことで、早川書房の幹部の人にも知られたりすると

大変なことになったというふうなことをあなたが発言
言したことはないのですか。

いえ、大変なことになるとは申しておりません。

それに近い趣旨の発言、会話というのはありませんでし
か。

覚えておりません。

その場に塚晃の奥エ人はずっとあなたが帰るまで同席
していましたね。

途中お茶を入れに一回立ちました。

塚晃はどうでしたか。

塚晃はビールを飲みながら座っていました。

あなたと塚晃の奥エ人とは早川時代知っているものだ
から早川書房に勤めていたいろいろな人の噂ですね。

誰がどこへ移ったとか、どこへ転勤したとか、そういう
話をかなりしていたのではないですか。

いえ、しません。

話をした記憶はないですか。

ええ、ただ一人の方の女子さんが産まれたというこ
とだけで、早川書房の場合転勤はございませ
るので話してありません。

消息と言うか、仕事が変わったとか、誰さんはどうして
いる、彼さんはどうしているというような話を奥さんと
あなたは充分長いことしていたのじゃないですか。

いえ、していません。

この二日以前に堀尾と今岡さんとの間で文庫本に
関して、私共は全く何の話もできてないのですが、

今国さん側としては何らかの詔ができていたということ
を言いたいらしいのですが、どういうところまで文庫
化にふいての詔が進んでいるとか、できているとか、そう
いうことを聞いて来ましたか。二日にあなただが大阪に
行く前に今国さんから、

文庫本の件は了承されているということですか。
どきまど、とかそういう詔は聞いていますか。

ですから具体的な確認を取るために私が行っ
たわけです。

いや、具体的にどうこう今国さんと塚との間で詔があ
る程度進んでいて、それを引き継いでやるということ
ではないですか。

いいえ、違います。

この二月の時点のあなた認識と言いますか、知識を聞いたのですが、今は裁判になつてゐるから、いろいろ知識は入つて来たと思つたのですが、二月の時点で出版に關する契約にはどういふ種類のものがある、契約はどういふ性質のものだといふこと、區別とか知識は持つていましたか。

いえ、出版契約が漫画本などの場合は、あることは存じておりましたが、その種類といふのは知りません。

言葉で出版許諾契約とかいふ言葉はその時点で聞いたことはありますか。

いえ、存じておりません。

出版権設定契約といふ、設定といふ言葉も入

った文言は聞いたことはありますか。

聞いたことはありません。

出版契約という設定が入らない言葉は聞いたことはあるのですか。

出版の契約という言葉は聞いたことはありますけれども、出版契約はごまいません。

出版の契約というのはどういうものですか。

出版の契約……。

聞いたことはあるけれども、詳しい内容の深いところは分かっていないのですか。

そうです。文芸書に関しては存じておりません。早川書房では翻訳関係の仕事も結構やっておりますね。

はい。

それに因しては契約書を取らず、ほとんど著者との意思の確認と言うのですか、そういうことをやっていきますね。

はい。

翻訳関係でそれだけ契約書を取り交わす慣行がありながら、どうして外の二つ、単行本とか、文庫本というものに対してはそういう契約書のあり方という事はないのですか。

まず欧米の契約書の場合、出版社側に制約があると同時に著者側にも制約がございまして、例えば執筆期限が達した場合ペナルティとして金額を支払っていかなければ

いけないわけですよ。日本でそのような契約を
致しますと、日本の著者の場合大半が借金
を抱えてしまうと、そういうふうな事情もゴ
びいますし、本来欧米の出版契約書という
のはお互いが信用できないと申しますか、いろ
いろな権利が絡まってくるのが多いわけ
です。とにかく日本の場合は、特に文芸書の
場合、横行として出版契約書というの
は交わらないといふことになっておりました。

徳間書店が選か一年前から契約書を作って
必ず出版に因する契約の内容を明確にしている
という事実があるのですが、そのことは知っています
か。

いえ、存じておりません。

じゃ、詔は二日の日に戻りますけれども、そう言った雑談がいろいろ出たあとに「太陽風交点」の会話が出て来たのじゃないですか。

いえ、違います。

どういうふうに違いますか。

「梅田地下ステーション」とか、仕事の話も終わって、
三後です。

二日の日に校正というふうな問題の会話、校正が何箇所あるとか、校正する必要があるとか、そういう会話は全く出なかつたのじゃないですか。

いえ、校正ではなくて、手を入れる箇所があるか、と聞いたわけです。そうするとほとんど

ないというにとどした。

という、四〇箇所事実あるわけですから、あなたに対しては瑛晃がほとんどないと説明したと。

はい。四〇箇所という言葉は聞いておりません。この日は何時頃帰られましたか。

四時半頃です。

それから三日以降のことなのですが、それ以降あなたと瑛晃が電話で話した日は矢程二日と言っています。ただ、二日は全然電話で話していないのではないのでしょうか。記憶をもう一度確認して欲しいのですが、一月二日にあなたに電話して瑛晃という話をしたと言うけれども、それは、二三日の間違いでないのですか。

違います。

二日ですか。

はい。

一月二日に塚晃の奥さんからあなたに封して、徳向から文庫の詔が来ていますというふうな趣旨の電詔を受けたことはいないですか。

二日は賞の性格上徳向書店から文庫をおまじけぬばいけないと先日、塚晃の言葉をおまじり返しました。

二日は塚晃の奥さんとあなは電詔をしたことは間違いないですね。

そうです。

そうすると、二日に塚晃と電詔をして、二日には塚

の奥エ人と電詔をして、それで二三日も電詔をした
わけですね。

はい。

二日に塚晃の自宅へ電詔をしたのですか。

そうです。

何時頃電詔をしましたか。

八時過ぎです。

その日は帰っていないのですけれども、間違いないで
すか。二一、二二、二三日と三日続いているのですか。
奥エ人から電詔を受けた前の日に塚晃とした
記憶は確かですか。

はい。とにかく妻が賞の性格上と同じことを
繰り返すので不思議に思いました。

この「太陽風交点」文庫化という事について、いわゆる編集会議というのは開かれましたか。

それは私が大阪へ参る前という事ですか。いや、前でもあとでもいいのですけれども。

前の編集会議で文庫本にしたいという事はおっしゃいました。

それはいつですか。

それは私ではなく今岡編集長が出したので、私は存じておりません。

あなたが行く前、今岡編集長の段階で出たはずだと思われりですね。

そうです。

文庫に關してのあなたが関与されたというのは、この

二日に行く直前 今国から言われて戻りしたという
ことですね。

直前ではなくて、それ以前の一二月の初めです。
二日にあなたが行って、詫がなっと出たかも知れま
せんが、早川の方でも、後に契約ができれば、
それは着者もお出し義務があるだろうし、会社
の方もお出し義務を負いますね。そういうような
公式の詫があなたの方では出たという認識で
すか。

そうですね。具体的な期日を切ったというこ
は出たという事です。

例えば一二月二日にあなたが塚見と詫をしたあと、
会社に帰ったあと、その当時 SF 大賞も受賞

していただいのですから、まあ塚見もあまり売れそうも
ないから文庫化をやめようじゃないかと、役に会議
で決まっても没になることも。昭和五五年二月二
日に塚見の所へ行って出た詔を、役にその以後
会社に持ち帰ってみて、会社の方針として、まあ
塚見の文庫本も売れるものか、どうか分からない
から、まあ暫く見送ろうとか、没になるとかいう
可能性も会社としてはあるのじゃないですか。

いえ、私が行く前に今回編集長から編
集会議に出る承認されておりましたので、
そういうことはありません。

編集会議に出る承認されているというのには、いつ
編集会議に出る承認されたかというのを聞いて

いますか。

いえ、今因編集長の方から聞いておりません。
被告(徳間書店)代理人(斎藤)

あなたは入社後編集二課に所属していたという
ことですが、日本人作家の担当はいつからですか。

昭和五五年の四月からです。

その前はどうかというふうにしていましたか。

それ以前翻訳SFの方で文庫本と単行本

をやっておりました。

それはいつからいつまでですか。

昭和五二年の七月から五五年の三月までです。

そうすると、日本人の作家との接触というのは、昭和
五五年の四月以降ということになるわけですね。

接触と申しますか。雑誌の原稿の受け取りな
どで面識のある方もそれ以前にありました。
あることはあるけれども、本格的にやったのは昭和五
年の四月以降ということですね。

そうですね。

その前はいけば、原稿を受け取りに行ったりして、
お使いみたいなことだったのは、

そうですね。

日本人作家担当というのはどういう職務をするので
しょうか。

日本人作家の書いたものの単行本及び文庫
化の編集です。

あなただの上司はどなたですか。

今岡編集長です。

そうすると、あなたは今岡さんの指示に基づいて、
具体的に動く、と云ういう形になりますか。

そうです。

昭和五五年一二月二日に堀晃定へ伺いましたね。

はい。

その主たる目的は「梅田地下オデッセイ」という本の
透視の弁解ではなかったのですか。

弁解ではなくて、事情説明理由等と経
過説明と、あと原稿紛失の件及び担当
が変わったこと、それから冷たい方程式アイン
シュタイン集録、それから「太陽風交点」文庫
化の件です。

そんなに決山あったのですか。

はい。

主たる目的は何かと聞いていますのです。

すべてが主たる目的です。

あなたは先程「太陽風交点」の文庫化を所願いしたところ、塚晃が僕の本はそうなっている、という返事だったと言いましたね。

はい。

そのときあなたは一瞬何を言っているのか意味がよく分らなかったと、そう言いましたね。

はい。

そこで聞くわけですが、この「太陽風交点」の文庫化の話はそのとき初めて塚晃に出たのではないのですか。

いえ、違います。

だからあなたは一瞬何を言っているのだから分らなかったの
ではないですか。

そうではないくて、僕の本というのが「太陽風交点」
を指しているのみ、確認が取れなかったのです。

あなたの先程の証言ですと、僕の本というにしても「太
陽風交点」は含まれるのでしょうか。それなのに一瞬何
の語みな、と思ったのはどういうことでしょうか。

まず普通の正常な人でしたらそういう答えを
しないと思っただけからです。

とにみくあなたはとしては一瞬どういう意味なのかな、
と思ったことは思ったのですね。

そうです。

前回今岡さんは「太陽風交点」の文庫化について堀晃
 とほとんど話をしていたと、二本さんが言っているわけ
 なのですが、どういうふうに聞いて行ったのですか。

文庫化の承認がされていると言われて、
 はっきりそういうことを聞いたのですか。

そうですね。

もう一回聞きますが、何と聞いたのですか。今岡編集
 長から「太陽風交点」についてはどういうふうに聞いた
 のですか。

正確な言葉は覚えておりませんが、文庫化の
 件は了承されているので堀晃の所に確認を
 取りに行くようにとのことです。

そういう話を聞いたのですか。

そういうた内容の語です。

語は翔りますすが、「太陽風交点」単行本出版について
はあなたは何も知らないですね。

いえ、そのとき原稿整理を手伝っておりましたの
で、進行状態とか、あと一部直前になりました
して集録短編集一本取り替えたという
ことなど言われていたことは覚えております。

そうすると、単行本の方の「太陽風交点」の出版
契約の内容については何にもタッチしてないという
わけですね。

ただ私は最初これは文庫で出すと思っており
ましたので、今回編集長から単行本で出す
と言われたときに、私は文庫の方がいいんじゃない

かと及対したことは覚えております。

その頃あなたは外の仕事をやっていたのじゃないの、昭和五五年の四月から日本人作家の担当になったのじゃない。はい。ただ今岡端集長がそのとき日本人作家の担当だったのですけれども、雑誌の業務が多忙なため、実際の原稿整理は外の社員が手分けしてやっておりました。

そう、いわば助っ人をしていたというわけですね。

そうですね。

そうすると、私が聞きたいのは、単行本の「太陽風交点」の出版契約の内容についてはあなたは何もしらないかと聞いていますのですね。

ええ、出版契約という言葉は出ませんでした。



知っているか、知らないかと聞いています。
何をですか。

その頃あなたには堀見と接触したことはないのでしょうか。

はい。

出版契約の内容について、知っているか、どうかと聞いています。

具体的なことには存じておりません。

昭和五六年一月一日に「太陽風交点」がSF大賞を受賞しましたね。

はい。

このことをあなたが知ったのはいつですか。

それを知ったのは新聞を見てです。

そうすると一月一五日ということになりますか。

そうです。

それから一月二日まではあなたの話では連絡はしていませんのですか。

私はしてありません。

普通だとすぐ連絡するのじゃないかと思ふのだけれどもなぜしなかつたのですか。

普通はすぐ着着の方がお礼の言葉を返さるものだと思つておりました。

それであなたとしては連絡をしなかつたの。

いえ、それと会社を代表して、そういうことをお話しするのには編集長なり責任者がやることだと存じておりました。

あなたが担当になつたのではないのですか。

私は担当ですけれども、社としての礼は私としては申し上げられないと思っております。ですから二日に電話をしたときには最初に受賞おめでとうございますと申し上げています。

二日に連絡したというのは、そうすると社の命令で連絡したのですか。

ええ、「梅田地下オデッセイ」の遅れの件です。

今回の場合、堀見工人与の接触が今回編集長からあなたに変わり、更に今回編集長に変わっていますね。

はい。

それそれの時期と、なぜそうなったのか、あなたがどうと真ん中に入っているわけですが、その理由は分かりま

すか。

はい。先程申し上げたように、まず私に変わった点
そちらの方は、塚巽と今岡編集長の連絡が密
に取れなくて、作業上進行がスムーズに行か
ないのが変更するということに、変更致しました。
それから次にもう一度今岡編集長に変わっ
ている件ですけれども、既にトラブルが起って
いるわけですから、より社の意向を明確に伝え
る必要がございまして人間に変わったという事です。

そのことをあとにトラブルになつてからまたスイッチした
わけですが、この件はこういうふうになりましたから以
後は今岡さんに連絡をお願いしますとか、このように
なりますから、というふうなことをあなたは言ったのですか。

いえ、とにかく、愚痴る一方ばかりで、こちらの話を全然聞いてもらえない状態にされたから甲しておりません。

被告(塚)代理人(猪山)

冷たい方程式という企画が立ったのはいつですか。

つまり、冷たい日付を覚えておりませんが、仕事メモを見ますと大体昭和五五年の九月から一〇月にかけてです。

それでその企画が潰れたのはいつですか。

塚氏が了承しなかった時点です。

それはいつですか。

それは日付は覚えておりません。

昭和五五年の一二月、大阪に行く約束をした段階では

どうなつていふにか。

その時点では保留になつています。

これらの締者は誰ですか。

伊藤典夫さんという方にお願ひ致しました。

昭和五年の一月二日段階で、梅田地下オレンセイ
の作業はどこので行つていふにか。

本文は貰つて了つて了つて。もう印刷所に戻すだけで

いいという事ですか。

原稿はどこのにあるのですか。

原稿は早川書房です。

印刷所に行つていふのは違ふのですか。

いえ、交つて来ておりました。

その原稿は大坂に持つて行つて来たか。

いえ、持って行っていません。

「太陽風文点」の文庫化について一回目の編集会議があったというのはいつ頃でしょうか。

私が大阪へ行きという命令を受けたとまでです。それだとすると、先程の昭和五五年の二月の十日頃の電詔の段階でしょうか。

ええ、ですから約束をとりつけるために、まず編集長に報告していただきます。そのときです。

編集会議ではいつ出版するということ、詔は出ていないのですか。

出ておりません。どうしてもと申しますと、「梅田地下ステーション」の発売が未定ですので、それ以降に出すということですが、その時点ではまだ決

めることができたか、たけりです。

いつ出するかを決めるのはあなたに権限ではないですね。

いえ、私は細部を決めに行ったとまでです。そのとき、権限を有してました。

「太陽風交点」の二回目の編集会議というのはいっ
つかかれていますか。

二回目はありません。

それからSF大賞を受賞しましたね。

はい。

そのあと担当者として出版時期を早めたいという意向を社に勧めたことはありますか。

いえ、私としては九月までという約束を取り付けておりましたので、までというよりはそれより早いと

いうことは可能性としてあるわけですが。ですから
順調な作業で行けば要するに約束した半年
以内ですらそれで十分だと思っております。
「太陽風交点」の単行本出版後有名な小説家か
ら間違ひがあるという指摘をされていることをあな
たは知っていましたか。

はい、もう覚えておりません。

被告(堀)代理人(松井)

昭和五五年一二月二日の日堀晃定からあなたが帰っ
た時間は四時半頃だとさっき証言しましたね。

はい。

そのとき五時に新阪急ホテルのロビーで人と待ち合
せているからというように言ったことはないですか。

申しました。

それはあなたの個人的な大阪に来た目的の一つだったのじゃないですか。

いえ、違います。

昭和五年一月二十六日に公衆電話で会議の結果、堀晃の件は了承できないということも電話でちまつとしましたね。

二十六日かどうか日付は覚えておりません。

公衆電話で会議を聞いた結果、早川側として徳向から堀晃が本を出すことは了承できないという趣旨の電話をちまつとしたことがありますね。

はい。

それは会社から直接本人にかけるように指示されたため

けですか。

そうです。

会社の誰から指示されましたか。

今岡編集長です。

あなたは先程才一回SF賞を振 晃が受賞した
と更に会社を代表してお礼を言うとか、祝いの言
葉を述べる 権限は自分にないと、だから自分として
はそういうことを言わなかったという趣旨のことを言わ
れましたね。

はい。

それと同じで昭和五五年一月二日の日でも、いわゆる
担当者レベルで会議の節に文章化についてどうだろ
うかと、打論の詔が出た程度であって、あなたが会

社を代表して、暁と出版に関する契約を締結に行ったというふうな大げなものじゃないですか。

いえ、レベルが違ふと思ひます。

レベルが違ふとはどういう意味ですか。

まず受賞の祝電など打つのは儀礼的なこと
ですから、管理職のやるものと存じております。
そうすると出版に関する何らかの契約、これに関し
ては、

すべて編集者が負っております。

編集者というと、

ですから編集長が担当ですと編集長です。

但し会社としての契約する権限はあなたにあつても
契約した結果の内容の本がSF大賞を受賞した

場合の祝いを述べるといふような立場、権限はない、
と云うふうな考えでいるわけですね。

例えばそれが授賞式ではなくて、葬式です
とか結婚式ですとか、それですとそれは当然
もつと違ふレベルじゃないですか。

ただあなたとすれば二日に会社を代表して塚晃と
出版権の設定契約をやったという認識じゃないの
ですか。

設定契約という言葉とそのとを存じてあり
ませんでした。

そういう意識はなかった、
はい。

裁判官(大橋)

昭和五五年の一月に堀エ人がSF大賞を取ったという時点では早川書房の文庫本の出版の準備というのはどの程度進んでいたのですか。

製作原本の取り寄せです。

一月二日から何日か毎日の間に何回か電話でやりとりしましたが、その時点までにはどの程度進んでいましたか。

同じです。

その後そうするとどういふ作業にかかったわけですか。

その後、要するにトラブルが起きましたので、留保してあります。

そうすると具体的な印刷作業を開始していたわけではないのですか。

そうです。

その後写真製版になりましたね。

はい。

それはいつ頃の話ですか。

それは私は直接関与していません。ですから目
付けはあまり覚えておりません。

一月二日から河岡かに分けて電説をされたときに、
堀エ人の方から徳間書店から文庫本を出さなければ
ならないな、たという話の外に、早川書房からは
出してくは困るのだという話はありませんでしたか。

べつにありません。

裁判官(川島)

製作原本の取り寄せをしたというのはい具体的にはど

ういうことなのでしょうか。

製作部に行きまして、「太陽風交点」の単行本を製作用が持っている本の中から出して欲しいということですか。

それと依頼をしたという意味ですか。

そうです。

その依頼をした製作用の原本があなたの手元にあるのはいつ頃なのですか。

一月の二〇日過ぎです。

そのあと製作用の原本が手元に来た後、誤植の訂正をするとかいうような作業はやらなかったわけですね。

私はやっておりません。



その製作原本はどうされたのですか。

持っております。

被告（塚）代理人（松井）

かんべむししさんに対して「太陽風交点」文章化を早
川でやりたいので解説をお願いしたいというような依
頼なり接触とか、そういうことをした事実はありません
か。

ありません。

裁判長 裁判官

昭和五年の一二月二日の大阪で被告の塚さんの自宅
を訪問されたのが大体午後三時頃だと、お帰り
になったのが四時半頃だということでしたぬ。

はい。

その間にビールが飲たのですか。

いえ、堀晃はビールを飲んでおりましたが、私はお茶を飲んでいました。

息子五人も一緒にいたの、

そうですね、横にいました。

幾つぐらいの息子さんですか。

二つか三つだと思えます。

そこで一時間半の間にあなたがおっしゃった五つぐらいの出来事以外の外には何か話したのでですか。

外には堀晃のプライベートな件と、早川書房の妻が関係した人の話ですか、あと関西のS F界の話などです。

時間の分量としてはそれはどういふ分量になるのです

か。



二

表

判

序

仁事の詔はかなり要約して申しましたので、
分かってないと思います。三〇

霞速記

速記者

青木かづ子

以上